

葉山町景観法施行条例（平成 23 年 2 月 10 日 葉山町条例第 1 号）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、法の例による。

（景観計画の提案に係る一団の土地の区域の規模）

第 3 条 景観法施行令（平成 16 年政令第 398 号）第 7 条ただし書の規定により条例で定める規模は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 5 条第 1 項の都市計画区域に限り 0.3 ヘクタールとする。

（景観計画の策定等を提案できる団体）

第 4 条 法第 11 条第 2 項の条例で定める団体は、葉山町まちづくり条例（平成 14 年葉山町条例第 17 号）第 10 条第 1 項の規定により認められた団体とする。

（届出が必要な行為等）

第 5 条 法第 16 条第 1 項第 4 号の条例で定める行為は、木竹の伐採及び屋外における物件の堆積で、当該行為のうち同項の規定により届出を要する行為の規模等は、別表第 1 の届出地域区分に従い別表第 2 のとおりとする。

2 前項の規定による届出は、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他規則で定める事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

3 前項の届出書には、計画概要書その他規則で定める図書を添付しなければならない。ただし、町長が図書の添付が必要ないと認めるときはこの限りでない。

（変更の届出）

第 6 条 法第 16 条第 2 項の条例で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第 1 項の届出に係る行為が同条第 7 項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

（届出の適用除外）

第 7 条 法第 16 条第 7 項第 11 号の条例で定める行為は、同条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為とする。

（景観重要建造物の指定等）

第 8 条 町長は、法第 19 条第 1 項の規定により景観重要建造物を指定したときは、その旨を告示するとともに、規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置するものとする。

（景観重要建造物の管理の方法の基準）

第 9 条 法第 25 条第 2 項の景観重要建造物の良好な景観の保存のため必要な管理の方法の基準は、次のとおりとする。

(1) 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を変更することのないように行うこと。

(2) 消火器の設置その他の防災上の措置を講ずること。

(3) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造、建設設備の状況を定期的に点検すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定めるもの

(景観重要樹木の指定等)

第10条 町長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定したときは、その旨を告示するとともに、規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置するものとする。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第11条 法第33条第2項の景観重要樹木の良好な景観の保存のため必要な管理の方法の基準は、次のとおりとする。

(1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、剪定その他の必要な管理を行うこと。

(2) 景観重要樹木の滅失、枯死を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を行うこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定めるもの

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1(第5条関係)

届出地域区分

地域区分	該当地域
沿道系届出地域	1 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項により定められた用途地域(以下「用途地域」という。)のうち道路法(昭和27年法律第180号)第3条の一般国道及び都道府県道の両外側30メートル以内(以下「沿道区域内」という。)にある第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び第一種住居地域 2 都市計画法第7条第1項により定められた市街化調整区域(以下「市街化調整区域」という。)のうち沿道区域内の地域(都市計画法第8条第1項により定められた風致地区及び首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第101号)第3条第1項の規定により指定された近郊緑地保全区域(以下「風致等地域」という。)を除く。)
自然系届出地域	市街化調整区域のうち風致等地域
住居・自然系届	1 用途地域のうち第一種低層住居専用地域(沿道系届出地域に

出地域	含まれる地域を除く。) 2 用途地域のうち風致等地域にある第一種中高層住居専用地域及び第一種住居地域(沿道系届出地域に含まれる地域を除く。) 3 市街化調整区域のうち沿道系届出地域及び自然系届出地域以外の地域
住居系届出地域	1 用途地域のうち沿道系届出地域、住居・自然系届出地域以外の第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び第一種住居地域
商業系届出地域	用途地域のうち近隣商業地域

別表第2(第5条関係)

届出を要する行為の規模等

行為の種類	届出地域区分	届出を要する行為の規模等
木竹の伐採	自然系届出地域又は住居・自然系届出地域	高さが10メートル以上の樹木又は面積が300平方メートル以上の土地における木竹の伐採
屋外における物件の堆積	沿道系届出地域、自然系届出地域(沿道区域内にある地域に限る)又は商業系届出地域	面積が300平方メートル以上の土地における物件の堆積であり、かつ、高さが1.5メートルを超えるもの
	自然系届出地域(沿道区域内にある地域を除く)、住居・自然系届出地域又は住居系届出地域	市街化区域で面積が500平方メートル以上又は市街化調整区域で面積が1,000平方メートル以上の土地における物件の堆積であり、かつ、高さが1.5メートルを超えるもの